

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第594号）

2022年2月11日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、全国統一の電力市場体系建設の方針を発表

国家発展改革委員会は2022年1月28日、国家エネルギー局と連名で『全国統一の電力市場体系の建設加速に関する国家発展改革委、国家エネルギー局の指導意見』を公布しました。同意見は国内における一本化された電力市場の構築に向け取り組むべき方針を示しています。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 第14次五カ年計画期間における省エネ・排出削減総合作業方案の発表に関する国務院の通知
（国務院、1/24）
- ✓ 深圳における中国特色社会主義先行示範区の建設、市場参入規制緩和の若干特別措置に関する国家発展改革委、商務部の意見
（国家発展改革委員会、商務部、1/26）

金融政策

- ✓ 銀行・保険業のデジタル化へのモデル転換に関する中国銀保監会弁公庁の指導意見
（中国銀行保険監督管理委員会、1/26）
- ✓ 銀行業金融機関の域外融資業務に係る事項に関する中国人民銀行、国家外貨管理局の通知
（中国人民銀行、国家外貨管理局、1/29）

産業政策

- ✓ 電気自動車充電インフラ施設のサービス能力の更なる向上に関する国家発展改革委等部門の実施意見
（国家発展改革委員会等、1/21）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

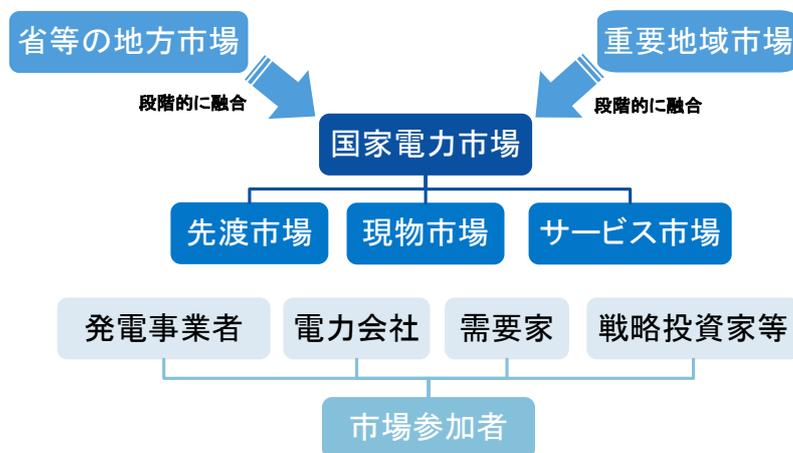
■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、全国統一の電力市場体系建設の方針を発表

国家発展改革委員会等は取引ルールや技術基準が統一された電力市場の構築を目指し、『全国統一の電力市場体系の建設加速に関する国家発展改革委、国家エネルギー局の指導意見¹⁾(以下、指導意見)を策定しました。指導意見は2025年までに全国統一の電力市場の枠組みの構築を中間目標として設定しているほか、30年までに全国統一された電力市場の基本的な形成を目標に掲げています。

指導意見はまた、省(自治区、直轄市を含む)等の地方電力取引市場をベースに全国電力取引センター(国家電力市場)の設立を検討するとしてほか、京津冀(北京-天津-河北)や長江デルタ、「粵港澳大湾区」(広東・香港・マカオグレーターベイエリア)という重要地域における電力市場の建設を奨励する方針も打ち出しています。国内電力市場のイメージは図表1をご参考ください。他の内容については以下の通りです。

【図表1】国内電力市場のイメージ

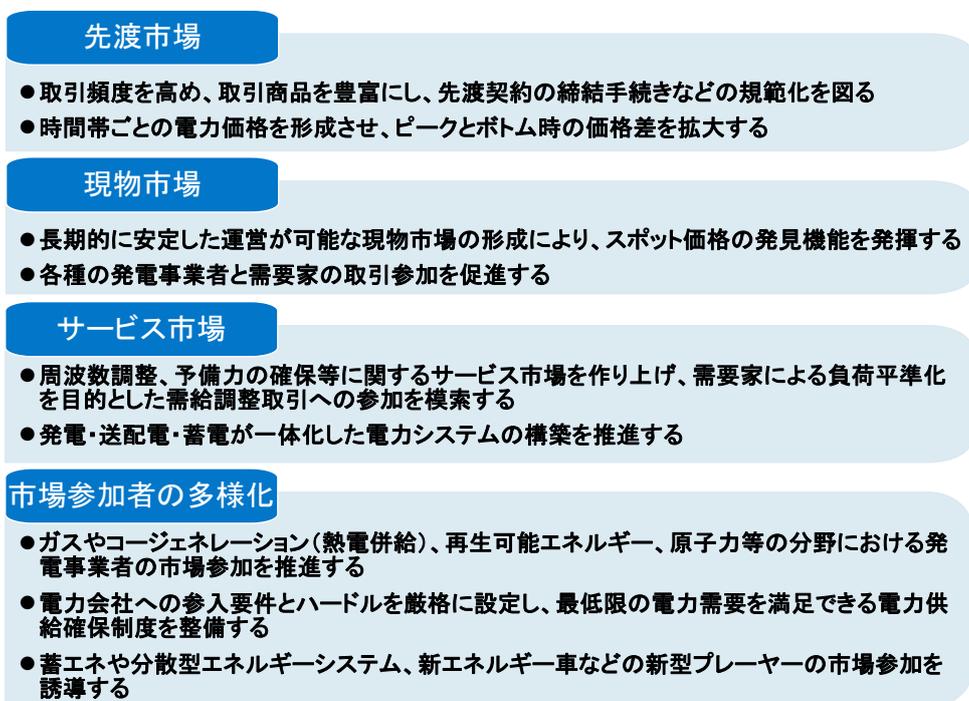


(指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 電力市場体系の機能充実化

指導意見は「先渡市場」「現物市場」「サービス市場」の建設推進や「市場参加者の多様化」の4つの方面から電力市場体系の機能を充実させる方針を示しています。その内容については図表2をご参考ください。

【図表2】電力市場体系の機能充実化



(指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202201/t20220128_1313653.html?code=&state=123

□ 電力市場の取引メカニズムの健全化

指導意見では電力市場の取引メカニズムの健全化に取り組むため、「取引ルール及び技術基準の統一」、「電力価格の形成メカニズムの改善」、「安定した電力供給の確保」、「情報公開・共有の強化」の4つの面で指針を定めています。その内容については図表3をご参考ください。

【図表3】取引メカニズムの健全化

取引ルール及び技術基準の統一

- 国家発展改革委員会と国家エネルギー局は、基本取引規則に加え、統一した取引技術とデータインターフェースの基準を策定する
- 各地の電力取引市場は基本取引規則をベースに当地の取引細則を策定する

電力価格の形成メカニズムの改善

- 市場原理に基づいた石炭火力発電価格の形成メカニズムを整備する
- 工業と商業分野における事業者による電力市場への取引参加を推進する
- 電力会社の送配電部門と販売部門を分けて採算する
- 省・地域を跨ぐ送電料金の設定仕組みの柔軟性を高める

安定した電力供給の確保

- 電力取引市場と電力会社の協働を強化し、計画、マーケティング、計測、財務、送電などの情報共有を推進する。送電システムの知能化のレベルを高める

情報公開・共有の強化

- 国内電力市場における参加者の登録情報の共有を推進する
- 情報開示手続きの規範化を図り、統一した情報開示プラットフォームを構築する

(指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 新型電力システムに相応しい市場メカニズムの構築

なお、風力や太陽光等の再生可能エネルギー発電に対応可能な市場メカニズムの構築についても、「電力市場の再エネへの適応性向上」、「地域に特化した発電コスト回収の仕組み確立」、「グリーン電力取引の展開」、「分散型電源の電力取引メカニズムの整備」の4つの方面から施策を打ち出しています。その内容については図表4をご参考ください。

【図表4】再エネ等に対応可能な市場メカニズムの構築

電力市場の再エネへの適応性向上

- 再エネ発電事業者による先渡契約の締結を誘導し、現物市場への取引参加を奨励する。現物市場で成約していない分につき、取引参加者に対する再エネ利用量の考課対象とされない
- サービス市場にピークシフトのための需給調整取引を導入する

地域に特化した発電コスト回収の仕組み確立

- 発電設備容量に応じる買取価格保障、容量市場(オークション)、停電価値(VoLL)による価格設定などの方式を通じ、固定費の回収や電力供給の安定化を確保する
- 揚水発電や蓄エネルギーシステム、VPP(バーチャルパワープラント・仮想発電所)等の投資と建設を奨励する

グリーン電力取引の展開

- 需要家によるグリーン電力の直接購入を誘導し、電力会社によるグリーン電力取引価格の優先採用を推進する
- グリーン電力取引とグリーン電力証書、排出権取引とのアクセスを着実に実行する

分散型電源の電力取引メカニズムの整備

- 分散型太陽光、風力発電事業者等と周辺の需要家の直接取引を奨励する
- ミニグリッド、マイクログリッド等とメイングリッドの電力取引・融通等の仕組みを整備し、再エネ発電量の利用を拡大する

(指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成)

全国統一的な電力市場の建設は、2030年カーボンピークアウト/2060年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの一環に位置付けられており、エネルギー部門や産業界から注目されています。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

第14次五カ年計画期間における省エネ・排出削減総合作業方案の発表に関する国務院の通知

(原文：国務院关于印发“十四五”节能减排综合工作方案的通知)

国発〔2021〕33号

国務院 2022年1月24日公布

【主要内容】

- 国務院は省エネルギーと二酸化炭素(CO₂)などの排出削減に向けた第14次五カ年計画(2021~25年)期間の作業計画を発表した。60年のCO₂排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指し、達成に向けた方策と目標を示した。主な内容は以下の通りである
- 「2025年までに、国内総生産(GDP)当りのエネルギー消費量は2020年より13.5%低下、化学的酸素要求量(COD)の排出量は同8%、アンモニア窒素は同8%、窒素酸化物(NO_x)は同10%以上、揮発性有機化合物(VOC)は同10%以上低下すること」を主要目標に掲げている
- 鉄鋼や電解アルミニウム、セメント、板ガラス、石油精製、エチレン、合成アンモニア、炭化カルシウムなどの重点産業の生産能力及びデータセンターに対し、25年までにその3割超をより厳しいエネルギー消費基準「模範水準」に適合させる。1製品単位当たりのエネルギー消費量の「基準水準」と「模範水準」を定め、「模範水準」ではより厳しい消費量の削減を求める
- 25年までに自動車販売台数における新エネルギー車の割合が20%前後に達する
- 25年までに農村部における生活排水処理率が40%、農作物残茎の利用率が86%以上、化学肥料と農薬の利用率が43%以上、家畜排せつ物の利用率が80%以上に達する。京津冀(北京-天津-河北)及び周辺地域の大型養殖場のアンモニア排出総量が5%削減する
- 25年までにエネルギー消費量における非化石エネルギーの割合が20%前後に達する。京津冀及び周辺地域、長江デルタ地域の石炭消費量はそれぞれ10%と5%前後低下する
- 25年までに工業用溶剤系塗料、インキの使用比率はそれぞれ20ポイントと10ポイント低下する。溶剤形接着剤の使用量は20%削減する
- 25年までに汚水処理能力は2,000万m³/日増加し、都市部の汚泥無害化処理率は90%に達し、都市部の生ごみ焼却処理能力は約80万トン/日に達する
- 建設中、建設予定、既存の「両高」(エネルギー消費・汚染物排出量の高い)プロジェクトに対する評価・検査を実施し、作業リストを作成し、対処意見を明確にすること。年間エネルギー消費が5万TCE(標準石炭換算トン)以上の「両高」プロジェクトに対し、国家発展改革委員会は窓口指導を強化する
- 北部地域における暖房のグリーン化などのプロジェクトに対する財政支援を強化し、グリーンファイナンスの発展に注力し、政府の「グリーン調達」の範囲を拡大する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/24/content_5670202.htm

深圳における中国特色社会主義先行示範区の建設、市場参入規制緩和の若干特別措置に関する国家発展改革委、商務部の意見

(原文：国家发展改革委 商务部关于深圳建设中国特色社会主义先行示范区放宽市场准入若干特别措施的意见)

发改体改〔2022〕135号

国家発展改革委員会、商務部 2022年1月26日公布

【主要内容】

- 電子機器及び半導体取引プラットフォームを構築し、サプライチェーン及び商流における資源の集積を促す
- 「粵港澳大湾区」(広東・香港・マカオグレーターベイエリア)におけるデータ要素の集積と流通を

加速させ、データ取引所の設立を慎重に検討する

- AI（人工知能）や新材料、量子情報、ビッグデータ、サイバーセキュリティ、先端チップ・計器、ソフトウェアなどの先進技術の応用を加速させ、科学技術の実用化を大々的に推進する
- 金融分野について、ブロックチェーン技術の活用とデジタル人民元の利用促進、貿易活動におけるクロスボーダー決済の利便性向上、インフラ不動産投資信託（REITs）の発展などが挙げられる
- 創薬・医療機器及びヘルスケア分野、専門学校やオンラインゲーム、ライブコマースといった教育・カルチャー分野に加え、交通、ジュエリー、通信、保育・介護分野での参入規制を緩和する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202201/t20220126_1313250.html?code=&state=123

金融政策

銀行・保険業のデジタル化へのモデル転換に関する中国銀保監会弁公庁の指導意見

（原文：中国银保监会办公厅关于银行业保险业数字化转型的指导意见）

銀保監弁発〔2022〕2号

中国銀行保険監督管理委員会 2022年1月26日公布

【主要内容】

- 2025年までの目標については、「銀行・保険業におけるデジタル化へのモデル転換は著しい成果を上げる。デジタル化金融商品及びサービスは普及し、個性化・差別化された商品とサービスの開発能力が強化され、金融サービスの質と効率が大幅に上がる。デジタル化の経営管理体制が基本的に整備され、デジタルガバナンスが更に健全化され、技術力が大幅に強化され、ネットワークとデータのセキュリティキー、リスク管理レベルが全面的に向上される」としている
- 戦略企画及び組織体制の構築について、経営層におけるデジタル化戦略委員会若しくは指導チームの設置、組織横断的な取り組みの強化、フィンテック等関連専門知識を持つ人材の起用などが挙げられる
- 業務経営管理のデジタル化について、リテール業務に加え、投融資や決済、資金管理などのホールセール業務、取引、リスク管理、業務運営などのデジタル化のレベルを高める
- デジタルに対する管理能力や応用能力などを強化するほか、デジタルセンターなどのインフラ整備や技術力の増強にも注力する
- リスク防止について、デジタル化へのモデル転換における戦略リスクの管理に加え、新業務におけるコンプライアンスリスク、流動性リスク、オペレーションリスク、アウトソーシングリスクの管理を強化する。この他、モデルパラメーターの慎重な設定と定期評価、ネットワークとデータの安全性、プライバシーに関する保護の強化も求める

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1034763&itemId=928>

銀行業金融機関の域外融資業務に係る事項に関する中国人民銀行、国家外貨管理局の通知

（原文：中国人民银行 国家外汇管理局关于银行业金融机构境外贷款业务有关事宜的通知）

銀発〔2022〕27号

中国人民銀行、国家外貨管理局 2022年1月29日公布、3月1日実施

【主要内容】

- 本通知でいう域外融資業務とは、国際決済業務能力を有する域内銀行が承認された経営範囲内において域外企業に対し人民元・外貨建て貸出を提供する、または域外銀行への融資等の方式を通じて間接的に域外企業に対し1年間超の人民元・外貨建て貸出を提供することを指す
- 域内銀行は域外融資残高の上限を超えずに域外融資業務を展開することが可能であり、域外企業に対する人民元建て貸出の優先提供を奨励する
- 域外融資残高の上限＝域内銀行のTier1資本（域内の外銀支店は運転資金を採用。直近期の監査済み財務諸表、銀行法人単体をベース）×域外融資レバレッジ率（一般銀行は0.5）×マクロプルーデンス調

節パラメーター（現行は1）

- 域外融資残高＝人民元・外貨建て域外融資残高÷外貨建て域外融資残高×為替リスク換算因子（現行は0.5）
- 域外融資残高及びその上限の計算はいずれも人民元を単位とする。外貨建て域外融資残高は振出日の為替レートをベースに換算する。中国人民銀行、国家外貨管理局は情勢に応じて域外融資レバレッジ率、マクロプルーデンス調節パラメーターと為替リスク換算因子を調整することがある
- 域内銀行が実需に基づいたクロスボーダー貿易決済を通じて実施した貿易融資は域外融資残高の管理対象とされない
- 域外融資は証券投資と「国内保証・国外借入」項目における域外債務への返済、架空取引、投機的アービトラージに用いられたり、域内への融資、エクイティ投資等の方式を通じてその資金を域内に還流させたりすることは禁止される
- 中国人民銀行、国家外貨管理局は27銀行（国内24行、外銀現法3行）の域外融資業務に対する管理を行う。中国人民銀行及び国家外貨管理局の出先機関は管轄地域における27行以外の銀行の域外融資業務に対する管理を行う
- 本通知は2022年3月1日より実施する。『政策性銀行による適格海外機関に対する人民元融資業務及び通貨スワップ業務の展開に係る問題に関する中国人民銀行の通知』（銀発〔2007〕81号）、『域内外銀行業金融機関の域外プロジェクトへの人民元融資に関する中国人民銀行の指導意見』（銀発〔2011〕255号）は廃止となる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/4463609/index.html>

産業政策

電気自動車充電インフラ施設のサービス能力の更なる向上に関する国家発展改革委等部門の実施意見

（原文：国家发展改革委等部门关于进一步提升电动汽车充电基础设施服务保障能力的实施意见）

发改能源規〔2022〕53号

国家発展改革委員会等 2022年1月21日公布・実施

【主要内容】

- 2025年末までに、2,000万台超の電気自動車の充電需要を満足できるようにする
- 新築コミュニティにおける全ての駐車マスに充電設備を設置する、または設置前の準備工程を完了する
- 2025年までに、国家生態文明試験区、大気汚染防止重点地域の高速道路サービスエリアにおける急速充電ステーションのカバー率を80%以上とし、その他の地域では60%以上とする
- 電力会社と自動車メーカーの連携により、新エネルギー車を送電システムと結びつけるネットワークの構築を支持し、新エネルギー車による電力取引への参加方法を模索する
- 事業団体や産業団地におけるパワーコンディショナーの導入を試行する
- 鉱山や港湾、ターミナルなどにおける電池交換ステーションの普及、大型トラックやコンテナ車等の電動化を進める。タクシー、物流分野等における電池交換サービスを普及させる
- 充電設備と接続する送電システムへの投資を拡大する。充電スタンド等の充電設備や送電インフラの整備に対する財政、金融支援を強化する
- 本実施意見は同日より実施する。有効期間は5年間とする

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/ghxwj/202201/t20220121_1312634.html?code=&state=123

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。